【記入見本】下記の太線内を記入ください

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

※申請書の太線内をすべて記入してください。

☑ 私は【別紙】を申請書記入前に一読し、また、健康保険証が発行されないことを確認しています

任意継続資格取得時の申請者情報

フリガナ	ケンポ タロウ	生年月日	(昭和)・平成 50 年 10 月 13 日	年齢 49	性別 (男)・女
氏名	健保 太郎			退職日の翌日時点	
電話・e-mail	自宅 011 - 087 - 0009	e-mail	tarotarotaro@gmail.com		
	携帯 090 - 0122 - 0008	※電話が通じない場合、電話よりも文字でお伝えしたほうがいい場合等に使用			
住所(居所)	※郵便番号 〒 001 - 0011	北海道札幌市北区北十一条西1－1－1			
住所(住民票)	※郵便番号 〒 -	☑ 同上であれば☑する ※同上でない場合、以下に住民票住所と郵便番号を記入すること			
振込先口座	金融機関名 〇〇銀行	支店名 ※ゆうちょ銀行は漢数字3桁 △△支店	預金種目 (普通)当座	口座番号 0 1 2 3 4 5 6	
	※給付金や還付金を振込む際に利用（日本国内の銀行口座・**被保険者名義**のみ有効）			※右詰め ※ゆうちょ銀行は末尾"1"は省略	

退職時

勤務先名称	TDK株式会社	資格喪失日	令和 6 年 12 月 1 日 ※退職日の翌日を記入
健康保険証	記号 1001 ― 番号 123456		

保険料納付方法

※希望する納付方法を選択（**手続後変更不可**）

- ☑ 前納 年度で1回 **口座振替** ※初回：振込、2回目：口座振替
- ☐ 前納 年度で2回 **口座振替** ※初回：振込、2回目以降：口座振替
- ☐ 毎月支払 **口座振替** ※2回目まで：振込、3回目以降：口座振替
- ☐ 毎月支払 **振込** ※短期間で喪失を考えている方にオススメ

【注意事項】
- **任意継続の保険料**は**全額被保険者負担**です。就業時には会社負担もありました。
  保険料額試算 https://kenpo.tdk.co.jp/member/outline/simulation.html
- 納付する保険料は、健康保険料と介護保険料の合計です。40歳未満、65歳以上の健康保険の被保険者は健康保険組合では介護保険料は納付対象ではありません。
  ただし、40歳以上64歳以下の被扶養者がいる場合は、介護保険料も納付対象です。
- 保険料は[illegible]による見直しはありませんが、①40歳到達、②65歳到達、毎年見直す③保険料率や④[illegible]の上限改定により、変更になる場合があります。
- 初回の[illegible]です。[illegible]
- 2回目以[illegible]
  - 前納の口座振替日 年度で1回：3月12日 年度で2回：3月12日と9月12日
  - 毎月の口座振替日：毎月27日 ・振込：毎月1日から10日の間（毎月1日に納付書着）
- 支払方法で口座振替を選択した場合は、別途、口座振替依頼書の提出が必要です。

上3つのどれかを選択した場合、口座振替用紙も提出

【被扶養者異動届】 ※現在も被扶養者で引続き希望する場合に記入 ※それ以外は別途申請が必要

フリガナ 被扶養者氏名	性別	被扶養者の生年月日	被保険者との続柄	職業 例）主婦・無職 大学〇年生等	年金受給	年間収入（見込額）無収入は0円	居所	住民票
ケンポ クミコ 健保 組子	男・(女)	(昭和)・平成・令和 52 年 5 月 1 日	妻	パート	有・(無)	100万 円	(同居)・別居	(同居)・別居
ケンポ イチロウ 健保 一郎	(男)・女	昭和・(平成)・令和 16 年 12 月 31 日	長男	大学 2年生	有・(無)	0 円	同居・(別居)	(同居)・別居
ケンポ アイコ 健保 合子	男・(女)	昭和・(平成)・令和 19 年 8 月 17 日	長女	高校 2年生	有・(無)	0 円	(同居)・別居	(同居)・別居

必須書類 ■世帯住民票(世帯全員記載、続柄あり、個人番号なし) ■被扶養者の最新の所得証明書
その他の書類は、別紙 ⑤を参照の上で準備し、必須書類と一緒に、健康保険組合までご提出ください

受付日付印

この届書は、申請者本人（被保険者）が作成したものであり、
記載に内容について誤りがないことを申請者本人が確認しています。

確認した事業所担当者	印

《問合先》 〒103-6128 東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋髙島屋三井ビルディング TEL.03-6778-1103（10:00 ～ 15:00 平日のみ）

【別紙】

●　任意継続をするには、以下を確認し、了承する必要があります

◎任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。

- 資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで継続して２ヶ月以上の被保険者期間があること
- 資格喪失日（退職日の翌日）から ２０日以内 に手続きをすること
- 75歳未満の方　＊75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となります

◎申請にあたっての留意事項

① 任意継続被保険者として加入できる期間は２年間です。
ただし、以下③の事由に該当したときは、２年を経過する前であっても任意継続被保険者の資格を喪失します。

② この申請書が提出期間（資格喪失日から20日以内）**を経過して提出されたときは**、保険者が「正当な理由」（例えば 天災地変、交通、通信関係のストライキ等により法定期間内に届出ができなかったとき）があると認めた場合以外は受理されません。

③ 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失となります。
（イ）被保険者となってから２年を経過したときは、その日の翌日
（ロ）被保険者が死亡したときは、その日の翌日
（ハ）保険料を納付期限までに納付しないときは、その日の翌日
（ニ）被用者保険（健康保険・船員保険・共済組合）の被保険者となったときはその日
（ホ）被保険者が75歳になったときはその日
（へ）被保険者記載の資格喪失申出書が健康保険組合に受理された日の翌月１日
※任意継続被保険者が資格を喪失したときは、喪失日から５日以内に資格確認書を当健康保険組合に返納いただく場合があります。
資格喪失日以降に当健康保険組合の健康保険を使うと、健康保険組合が負担した医療費及び給付金を返還いただくことになります。
※（ロ）（ニ）（へ）は保険料の納付状況により、資格喪失月及び資格喪失月以降は還付します。

④ 任意継続加入と同時に、ご家族を扶養から外す場合、新たに扶養申請する場合には、別に届出が必要ですので申し出てください。

⑤ 引続き被扶養者となることを希望するご家族がいる場合は、審査のために以下の書類が必要です。
※書類はコピーも可といたします。
※審査により、**一度書類を提出いただいた後でも、追加で書類提出を求めることがあります。予めご了承ください。**
（イ）世帯住民票（世帯全員が記載されており、続柄記載有り、本籍・個人番号は省略）　＊[問合せ]お住いの市区町村
（ロ）所得証明書（引き続き被扶養者となることを希望する方全員分、ただし高校生以下は省略可）＊[問合せ]お住いの市区町村
●**引き続き被扶養者**となることを希望する方に**収入がある場合**
・**パート/アルバイト**等で収入がある場合　　■直近３ヶ月分給与明細書　＊[問合せ]被扶養者の勤務先
・**年金**を受給中の場合　　■最新の年金額改定通知書 もしくは 年金額支払通知書　＊[問合せ]最寄りの年金事務所
・**事業収入**がある場合　　■確定申告書1表2表 及び 収入内訳書（ もしくは 青色決算申告書 ）全頁　＊[問合せ]最寄りの税務署
●別居の場合
（ハ）直近3カ月分の送金証明　（学生の場合は省略可）
※（イ）世帯住民票は、被保険者の世帯住民票の他に、別居の方の世帯住民票もご用意いただきますので、ご注意ください
●学生の場合
（ニ）学生証もしくは在学証明書　（学生証は有効期限が裏面にある場合には表裏必要）
※配偶者を扶養せず子を扶養している場合（夫婦共同扶養の審査となります）
先に配偶者の健康保険組合に申請して、審査を受けてください。
退職後は収入がなくなるため、今後1年間の収入が多く見込まれる方の扶養となります。
退職までに当健康保険組合の扶養から外す手続きが必要です。
配偶者の健康保険組合で不認定となった場合には、その通知書をそえて当健康保険組合に申請ください。

⑥ 資格取得時に健康保険証は発行されません。（健康保険法施行規則第47条改正により廃止）
健康保険証の代わりに、資格確認書が発行されるので、有効期限内は健康保険証として使用可能です。
資格確認書の有効期限内に、マイナンバーカードの作成と、カードを健康保険証利用できるように手続きをお願いいたします。
※マイナンバーカードの作成方法等は、お住いの市区町村の窓口にお問合せください。
※マイナンバーカードを健康保険証利用する手続きは、カード到着後、病院や薬局等の窓口で行えます。
有効期限後に以下に該当する方には、新たに資格確認書を発行いたします。その際の申請は不要です。
・マイナンバーカードをお持ちでない方
・マイナンバーカードをお持ちでも、健康保険証利用手続きが完了していない方
・手続き済みの健康保険証利用を解除した方
・マイナンバーカードの電子証明書が有効期限切れの方
・マイナンバーカードを返納した方
以下に該当する方で、資格確認書を必要とする方は申請が必要です。お申し出ください。
・マイナンバーカードを紛失した方　または　マイナンバーカードを更新中の方
・マイナンバーカードの健康保険証利用が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある方
・資格確認書を滅失 または き損した方で、再交付を希望する方